

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地																															
関西保育福祉専門学校	昭和32年3月28日	本田あけみ	〒 660-0881 (住所) 兵庫県尼崎市昭和通1丁目20番1号 (電話) 06-6401-9891																															
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地																															
学校法人演名山手学院	令和2年4月2日	演名 篤	〒 661-0976 (住所) 兵庫県尼崎市潮江1-3-23 (電話) 06-6498-4755																															
分野	認定課程名	認定学科名	専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度																													
教育・社会福祉	教育・社会福祉専門課程	保育科	平成7(1995)年度	-	平成25(2013)年度																													
学科の目的	教育職員免許法及び児童福祉法並びに教員養成機関指定基準及び指定保育士養成施設指定基準に基づき、「保育士」及び「幼稚園教諭」を育成するため、必要な専門的知識や技能を身につけるとともに、健全な社会的教養を培うことにより、志操堅固な専門家を養成することを目的とする。																																	
学科の特徴(主な教育内容、取得可能な資格等)	昼間(2年)、長期履修制(3年)、夜間主コース(2年)の3コースの履修スタイルから選べるなど高校新卒者に加えて、社会人など幅広い年齢層の学生への教育体制を整備している。特色ある授業としては、「子どもの運動遊び」や「子どもの造形」などのほか、実習にあたっての事前指導を徹底している。ピアノの台数は88台、個人レッスン室は16室あり、休み時間や放課後にいつでも練習できるため、初心者でも安心してピアノが学べる環境にある。取得可能な資格は「幼稚園教諭2種免許状」及び「保育士」である。																																	
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技																											
2	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入 — 単位時間 91 単位	— 単位時間 35 単位	— 単位時間 44 単位	— 単位時間 11 単位	— 単位時間 — 単位	— 単位時間 1 単位																											
生徒総定員	生徒実員(A)	留学生数(生徒実員の内数)(B)	留学生割合(B/A)	中退率																														
200 人	129 人	0 人	0 %	15 %																														
就職等の状況	■卒業者数(C) : 58 人 ■就職希望者数(D) : 50 人 ■就職者数(E) : 50 人 ■地元就職者数(F) : 46 人 ■就職率(E/D) : 100 % ■就職者に占める地元就職者の割合(F/E) : 92 % ■卒業者に占める就職者の割合(E/C) : 86 % ■進学者数 : 2 人 ■その他 : (令和 6 年度卒業生に関する令和6年5月1日時点の情報) ■主な就職先、業界等 (令和6年度卒業生) 保育所、幼稚園、認定こども園、乳児院、児童養護施設、児童福祉施設、障がい者支援施設など																																	
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価 : 無 ※有の場合、例えば以下について任意記載 評価団体 : 受審年月 : 評価結果を掲載したホームページURL																																	
当該学科のホームページURL	https://www.khf.ac.jp/																																	
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A : 単位時間による算定) <table border="1"> <tr> <td>総授業時数</td> <td>— 単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td> <td>— 単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td> <td>— 単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち必修授業時数</td> <td>— 単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td> <td>— 単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td> <td>— 単位時間</td> </tr> <tr> <td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td> <td>— 単位時間</td> </tr> </table> (B : 単位数による算定) <table border="1"> <tr> <td>総単位数</td> <td>91 単位</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数</td> <td>11 単位</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した演習の単位数</td> <td>0 単位</td> </tr> <tr> <td>うち必修単位数</td> <td>11 単位</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数</td> <td>11 単位</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した必修の演習の単位数</td> <td>0 単位</td> </tr> <tr> <td>(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)</td> <td>0 単位</td> </tr> </table>						総授業時数	— 単位時間	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	— 単位時間	うち企業等と連携した演習の授業時数	— 単位時間	うち必修授業時数	— 単位時間	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	— 単位時間	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	— 単位時間	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	— 単位時間	総単位数	91 単位	うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数	11 単位	うち企業等と連携した演習の単位数	0 単位	うち必修単位数	11 単位	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数	11 単位	うち企業等と連携した必修の演習の単位数	0 単位	(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)	0 単位
総授業時数	— 単位時間																																	
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	— 単位時間																																	
うち企業等と連携した演習の授業時数	— 単位時間																																	
うち必修授業時数	— 単位時間																																	
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	— 単位時間																																	
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	— 単位時間																																	
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	— 単位時間																																	
総単位数	91 単位																																	
うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数	11 単位																																	
うち企業等と連携した演習の単位数	0 単位																																	
うち必修単位数	11 単位																																	
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数	11 単位																																	
うち企業等と連携した必修の演習の単位数	0 単位																																	
(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)	0 単位																																	
教員の属性(専任教員について記入)	<table border="1"> <tr> <td>① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)</td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td>③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)</td> <td>7 人</td> </tr> <tr> <td>⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>8 人</td> </tr> <tr> <td>上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数</td> <td>5 人</td> </tr> </table>						① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)	0 人	② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)	1 人	③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0 人	④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)	7 人	⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0 人	計	8 人	上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数	5 人														
① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)	0 人																																	
② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)	1 人																																	
③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0 人																																	
④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)	7 人																																	
⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0 人																																	
計	8 人																																	
上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数	5 人																																	

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係																																				
(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針 教育職員免許法及び児童福祉法並びに教員養成機関指定基準及び指定保育士養成施設の指定及び運営の基準に基づき、幼稚園教諭、保育士養成施設としての教育課程の編成を行っている。また、保育者養成に関わる外部の委員などで構成する教育課程編成委員会からの助言を活かすとともに、実習先であり就職先でもある保育所、幼稚園等との連携を図り、その意見や要望等を教育課程の編成に反映させる。																																				
(2)教育課程編成委員会等の位置付け ※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記 ※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記 委員会設置内規により、「教務委員会」及び同委員会のもとに情報教育内容について検討する「情報教育担当」を設置している。また、保育所や幼稚園等現場からの要望を聴取し、実践的かつ専門的な職業教育を行うため、有識者や関係施設の役職員で構成する教育課程編成委員会を設置している。同委員会から寄せられた意見は、教務委員会(情報教育担当)での検討の後、教員会において審議・決定し、保育科の教育課程に反映される。 教員会 → 教育課程編成委員会 → 教務委員会(情報教育担当) → 教員会 → 保育科教育課程へ反映 (課題等) (審議・意見) (検討) (審議・決定)																																				
(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿 令和7年6月1日現在 <table><thead><tr><th>名 前</th><th>所 属</th><th>任期</th><th>種別</th></tr></thead><tbody><tr><td>下里 里枝</td><td>関西保育福祉専門学校非常勤講師・元関西国際大学教育学部准教授</td><td>令和7年6月1日～令和8年3月31日(10月)</td><td>②</td></tr><tr><td>上杉 泰章</td><td>社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会事務局長</td><td>令和7年6月1日～令和8年3月31日(10月)</td><td>①</td></tr><tr><td>片井 由美子</td><td>尼崎市立水堂保育所長</td><td>令和7年6月1日～令和8年3月31日(10月)</td><td>③</td></tr><tr><td>北島 孝通</td><td>幼児連携型認定こども園庄内子どもの杜幼稚園長</td><td>令和7年6月1日～令和8年3月31日(10月)</td><td>③</td></tr><tr><td>山元 拓馬</td><td>社会福祉法人福成会サポートセンターまつば施設長</td><td>令和7年6月1日～令和8年3月31日(10月)</td><td>③</td></tr><tr><td>黒岩 由美子</td><td>社会福祉法人ふたば福祉会塚口北ふたば保育園長</td><td>令和7年6月1日～令和8年3月31日(10月)</td><td>③</td></tr><tr><td>藤田 千波</td><td>関西保育福祉専門学校学科長</td><td>令和7年6月1日～令和8年3月31日(10月)</td><td>—</td></tr><tr><td>榎本 優人</td><td>関西保育福祉専門学校教務委員会委員長</td><td>令和7年6月1日～令和8年3月31日(10月)</td><td>—</td></tr></tbody></table> ※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。 (当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。) ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。) ②学会や学術機関等の有識者 ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員	名 前	所 属	任期	種別	下里 里枝	関西保育福祉専門学校非常勤講師・元関西国際大学教育学部准教授	令和7年6月1日～令和8年3月31日(10月)	②	上杉 泰章	社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会事務局長	令和7年6月1日～令和8年3月31日(10月)	①	片井 由美子	尼崎市立水堂保育所長	令和7年6月1日～令和8年3月31日(10月)	③	北島 孝通	幼児連携型認定こども園庄内子どもの杜幼稚園長	令和7年6月1日～令和8年3月31日(10月)	③	山元 拓馬	社会福祉法人福成会サポートセンターまつば施設長	令和7年6月1日～令和8年3月31日(10月)	③	黒岩 由美子	社会福祉法人ふたば福祉会塚口北ふたば保育園長	令和7年6月1日～令和8年3月31日(10月)	③	藤田 千波	関西保育福祉専門学校学科長	令和7年6月1日～令和8年3月31日(10月)	—	榎本 優人	関西保育福祉専門学校教務委員会委員長	令和7年6月1日～令和8年3月31日(10月)	—
名 前	所 属	任期	種別																																	
下里 里枝	関西保育福祉専門学校非常勤講師・元関西国際大学教育学部准教授	令和7年6月1日～令和8年3月31日(10月)	②																																	
上杉 泰章	社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会事務局長	令和7年6月1日～令和8年3月31日(10月)	①																																	
片井 由美子	尼崎市立水堂保育所長	令和7年6月1日～令和8年3月31日(10月)	③																																	
北島 孝通	幼児連携型認定こども園庄内子どもの杜幼稚園長	令和7年6月1日～令和8年3月31日(10月)	③																																	
山元 拓馬	社会福祉法人福成会サポートセンターまつば施設長	令和7年6月1日～令和8年3月31日(10月)	③																																	
黒岩 由美子	社会福祉法人ふたば福祉会塚口北ふたば保育園長	令和7年6月1日～令和8年3月31日(10月)	③																																	
藤田 千波	関西保育福祉専門学校学科長	令和7年6月1日～令和8年3月31日(10月)	—																																	
榎本 優人	関西保育福祉専門学校教務委員会委員長	令和7年6月1日～令和8年3月31日(10月)	—																																	
(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期 (年間の開催数及び開催時期) 年2回 (9月、2月) (開催日時(実績)) 第1回 令和6年9月27日 15:00～17:00 第2回 令和7年2月18日 15:00～17:00																																				
(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況 ※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。 教育課程編成委員会からの意見のほか保育所や幼稚園などとの定期的な意見交換会やアンケート調査などの実践的な連携活動を通じて、現場で求められる知識・技術や人材像を的確に把握する。そのうえで、収集した情報を教育課程の改善やシラバスの見直しに反映し、最新の動向や実務ニーズに柔軟に対応できるカリキュラムの編成を行う。こうした取り組みによって、学生一人ひとりの職業的自立に向けた実践力と課題解決力を高め、社会の多様なニーズに応える人材の育成を目指す。																																				
2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係																																				
(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針 教育実習Ⅰ及び保育実習Ⅰ・Ⅱについては、本校の姉妹提携園(幼稚園3園・保育所2園)のほか、兵庫県や近隣府県の公立及び法人が設置する幼稚園・保育所・児童福祉施設等を実習施設として指定し、実習受入れ協定を締結する。実施時期については、前期・後期に分けてそれぞれの実習施設と調整している。実習期間中は、実習先を訪問して園長等との意見交換を通して、指導学生の実習内容がより効果的に行われるよう対応している。																																				
(2)実習・演習等における企業等との連携内容 ※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記 幼稚園・保育所等における実習は、その要請を十分に踏まえるとともに、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を習得できるよう、教育職員免許法及び児童福祉法並びに教員養成機関指定基準及び指定保育士養成施設の指定及び運営の基準に基づき、教育実習Ⅰ、保育実習Ⅰ・Ⅱを実施する。実施に当たっては、幼稚園や保育所等と本校の役割分担や連携方法を明確にするため協定書を締結する。 実習の事前指導として、それぞれの職員の方が講師として講義を1コマずつ実施している。施設実習においては事前に児童養護施設・障害者施設に見学に行き施設の実態を学んでいる。教育実習Ⅰでは、実習の反省と次年度に向けた課題検討を行うため、姉妹幼稚園合同会議を実施している。実習事後指導で行う報告会に実習関係者を招聘し、情報交換及び講評をいただいている。また、幼稚園・施設の代表者が非常勤講師として、「子どもの健康と安全」「子ども家庭福祉」「社会福祉」「社会的養護」などの授業を担当している。																																				

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科 目 名	企業連携の方法	科 目 概 要	連 携 企 業 等
教育実習Ⅰ	3.【校外】企業内実習(4に該当するものを除く。)	1年次10日間と2年次10日間に分けて実施する。 1年次は隔週で実習に行き、保育者の指導の下に、幼稚園における幼児との振れ合いや教師の援助を通して、様々な援助のあり方や教育的働きかけを学ぶ。観察実習、参加実習を行う。	1年次 姉妹提携幼稚園 3園
		2年次は1年次での実習を踏まえ、実習内容をより深められるように取り組んでいく。指導実習(責任実習)として保育者の指導を受けながら指導計画を立案し、保育の一部を保育者に代わって担当する。	2年次学校法人 幼稚園 40園
保育実習Ⅰ(保育所)	3.【校外】企業内実習(4に該当するものを除く。)	保育所と施設において、各10日間(80時間)学外実習を行う。 保育所や施設で生活することもや利用者の様子、保育士の職務、施設の機能及び役割等について、保育士等の指導の下で、体験的に学ぶ。	公立及び社会福祉法人の保育所 40施設
保育実習Ⅰ(施設)	3.【校外】企業内実習(4に該当するものを除く。)		福祉施設(保育所除く) 40施設
保育実習Ⅱ	3.【校外】企業内実習(4に該当するものを除く。)	保育所において10日間(80時間)学外実習を行う。 既習の知識や技術を基盤として、保育者の指導を受けて指導計画を立案し、保育実践を行う。	社会福祉法人の保育所 40施設
保育実習指導Ⅰ	2.【校内】企業等からの講師が一部の授業のみを担当	・実習における学びを有意義なものとするために、実習の意義・目的を理解するとともに、実習内容を理解する。・観察や記録の仕方、内容などについて学習する。 ・教材や教具の活用の仕方、保育技術を進めるうえでの配慮点などを学習する。	保育所、児童養護施設の職員
保育実習指導Ⅱ	2.【校内】企業等からの講師が一部の授業のみを担当	・保育実習Ⅰの体験や学びを基に、保育実習Ⅱの意義や目的を知り、保育について総合的に学ぶ。 ・講義や演習等で学んだ内容の関連性を踏まえ、保育への理解を深めるとともに実践力を身に付ける。 ・保育の全体の計画に基づく具体的な保育計画について理解し、実習に向けた保育実習指導案を作成する。	保育所、児童養護施設の職員

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

本校の職員研修・研究内規により、研究費の支給や研究用備品などの整備に努めているほか、校内研修会の実施や関西国際大学主催のPD研修会、職能団体等が実施する研修会への参加を促している。また、研究費を活用した学会等の研究大会への参加を推奨している。
学生にとって「魅力的な授業」「わかる授業」を実現することを目的として授業評価を実施し、教員の指導力の向上を図っている。研究成果を発表する場として、年1回研究紀要を発行する。

(2)研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	大阪府私立幼稚園連盟との情報交換会	連携企業等:	大阪府私立幼稚園連盟
期間:	2024年7月4日(木)	対象:	専任教員
内容:	学生の人材育成や確保について		
研修名:	神戸市私立幼稚園連盟との情報交換会	連携企業等:	神戸市私立幼稚園連盟
期間:	2024年11月6日(水)	対象:	専任教員
内容:	「就職フェア・高校生への働きかけ」「実習の内容・実習日誌・実習評価表について」		
研修名:	兵庫県内認定こども園関係団体協議会との情報交換会	連携企業等:	兵庫県内認定こども園関係団体協議会
期間:	2024年11月25日(月)	対象:	専任教員
内容:	幼児教育/保育の未来を語る～幼稚園教諭免許・保育士資格取得を目指す学生の確保から～		

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	PD研修会	連携企業等:	関西国際大学
期間:	2024年8月26日(月)・27日(火)・9月19日(木)・2025年2月20日(木)・21日(金)	対象:	専任教員
内容:	教職員が理解しておくべき多様性への対応について		
研修名:	教員研修会	連携企業等:	関西国際大学教授
期間:	2024年9月26日(木)	対象:	専任教員
内容:	多様な学生に対してどのように対応していくか		

(3) 研修等の計画

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	大阪府私立幼稚園連盟との情報交換会	連携企業等:	大阪府私立幼稚園連盟
期間:	2025年7月9日(水)	対象:	専任教員
内容:	養成校から高等学校へのアプローチについて		
研修名:	兵庫県内認定こども園関係団体協議会との情報交換会	連携企業等:	兵庫県内認定こども園関係団体協議会
期間:	2025年7月18日(金)	対象:	専任教員
内容:	実習記録の様式等実習の統一マニュアルの作成について		
研修名:	大阪市私立保育連盟との情報交換会	連携企業等:	大阪市私立保育連盟
期間:	2025年7月22日(火)	対象:	専任教員
内容:	「インクルーシブ保育の今」「協働に基づく中高生に向けた保育の魅力発信に関する実践活動」		

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	教員研修会	連携企業等:	合同会社 笑育LABO
期間:	2025年4月4日(金)	対象:	専任教員
内容:	特別支援教育の知見を生かした集団づくり・授業づくり～合理的配慮の視点から～		
研修名:	関西国際大学大学院公開講座	連携企業等:	関西国際大学大学院
期間:	2025年8月4日(月)	対象:	専任教員
内容:	不登校児童・生徒へのオンライン授業の可能性		
研修名:	PD研修会	連携企業等:	関西国際大学
期間:	2025年8月25日(月)・26日(火)・9月19日(金)	対象:	専任教員
内容:	多様化する学生への対応(予定)		
研修名:	全国保育士養成協議会 全国保育士養成セミナー	連携企業等:	全国保育士養成協議会
期間:	2025年8月27日(水)・28日(木)	対象:	専任教員
内容:	未来ある保育者養成へのアップロード		

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

学校関係者評価委員会において審議することにより、自己評価の結果について客観性・透明性を高めるとともに、生徒の保証人、地域住民のほか保育所及び幼稚園等が学校の現状と課題について共通理解を深めて相互の連携を促し、学校運営の改善への協力促進を図る。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	①理念・目的・育成人材等 ②学校の特徴 ③学生・保護者等への周知 ④業界のニーズへの方向
(2) 学校運営	①運営方針の策定 ②意思決定システムの整備 ③情報公開 ④業務の効率化
(3) 教育活動	①教育課程編成・実施方針の策定 ②教育到達レベルや学習時間の確保 ③教育方法の工夫・開発の実施 ④実践的な職業教育・実習等の体系化 ⑤授業評価の実施 ⑥実習先等からの評価の実施 ⑦資格取得の指導体制 ⑧教員の資質向上
(4) 学修成果	①就職率の向上 ②資格取得率の向上 ③退学率の低減 ④卒業生等の社会的評価の把握
(5) 学生支援	①就職指導体制 ②学生相談体制 ③経済的支援体制 ④課外活動支援体制 ⑤保護者との連携 ⑥卒業生への支援体制
(6) 教育環境	①施設・設備 ②防災体制
(7) 学生の受入れ募集	①学生募集活動 ②教育成果の広報 ③入学選考の実施
(8) 財務	①財務情報公開
(9) 法令等の遵守	①個人情報保護 ②自己点検・自己評価の実施
(10) 社会貢献・地域貢献	①社会貢献・地域貢献 ②ボランティア活動の推奨
(11) 国際交流	—

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

学校関係者評価の結果及び今後の改善方針を次年度の重点目標等の設定に反映したり、具体的な取り組みの改善を図ることに活用する。また、評価結果の分析を通じて、課題の抽出や目標達成度の把握を行い、関係者間で共有することで、教育活動の質的向上を目指す。さらに、得られた知見に基づき、教職員の研修や学校運営の工夫を積極的に推進し、持続的な成長と発展につなげていく。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名 前	所 属	任 期	種 別
高山由香里	社会福祉法人榎の木会開明かしの木こども園	令和7年5月1日～令和8年3月31日(11月)	企業等関係
丸山和幸	社会福祉法人三田谷治療教育院芦屋翠ホーム	令和7年5月1日～令和8年3月31日(11月)	企業等関係
松本敏尚	兵庫県立尼崎高等学校	令和7年5月1日～令和8年3月31日(11月)	地域の公立高等学校長
白井彰人	生徒の保証人	令和7年5月1日～令和8年3月31日(11月)	生徒の保証人
波多野靖明	社会福祉法人あひる福祉会あひる保育園	令和7年5月1日～令和8年3月31日(11月)	卒業生
松本陽介	学校法人阪急学園	令和7年5月1日～令和8年3月31日(11月)	保育分野における評価の専門家
中川美琴	社会福祉法人ふたば福祉会汐江ふたば保育園	令和7年5月1日～令和8年3月31日(11月)	保育分野における評価の専門家

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他()

URL: <https://www.khf.ac.jp/information/>

公表時期: 2025年5月30日

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

情報公開を行うことにより、生徒の保証人、地域住民のほか保育所及び幼稚園等に対する説明責任を重視した社会に開かれた専門学校を目指す。そのため、教育や組織・運営など学校の諸活動全般に関する情報を社会に対し積極的に提供する。情報の提供は、本校ホームページへの掲載その他学校案内パンフレットなどの発行により行う。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	①建学の精神 ②校長・所在地・連絡先 ③学校の沿革 ④教育目標
(2) 各学科等の教育	①学科の教育目標 ②教育課程 ③学校の3つのポリシー ④進級・卒業要件 ⑤卒業生数、卒業後の進路 ⑥学年暦 ⑦シラバス
(3) 教職員	①組織と教員数
(4) キャリア教育・実践的職業教育	①就職支援体制 ②就職実績 ③求人件数
(5) 様々な教育活動・教育環境	①学年暦 ②学校行事の取り組み ③施設状況
(6) 学生の生活支援	①奨学金 ②学生相談体制 ③求人情報 ④各種証明書
(7) 学生納付金・修学支援	①学費一覧 ②奨学金 ③学費等支援制度
(8) 学校の財務	①事業報告書 ③消費支出及び主要指導経年
(9) 学校評価	①自己評価報告書 ②学校関係者評価委員会報告
(10) 国際連携の状況	—
(11) その他	①職業実践専門課程の基本情報 ②教育課程編成委員会報告

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

(ホームページ) ・ (広報誌等の刊行物) ・ その他()

URL: <https://www.khf.ac.jp/information/>

公表時期: 2025年5月30日

授業科目等の概要

(教育・社会福祉専門課程 保育科)															
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
1	○		キャリア演習	基礎演習で修得した保育者として必要なコミュニケーション能力を基に、保育者としての専門性、知識、技能がさらに向上できるよう、卒業生や保育所長、幼稚園園長等から、現場における仕事内容を聞き、社会人としてどうあるべきかを考え、就職活動への意欲を高める。 また、プレゼンテーション能力獲得へ向けた必要なスキルを身につけ、人前で発表することができるようになる。	2通	60	2		○		○		○		○
2	○		日本国憲法	身のまわりの事例を取り上げながら、憲法が日々の生活に深く関わっていることに気づくとともに、憲法の基本的な用語とその背景にある考え方についても理解する。加えて、ニュースをはじめとする資料を参照しながら、保育と日本国憲法の関わりについても理解する。	2前	30	2	○			○		○		
3	○		社会福祉	社会福祉の基本理念と歴史的変遷、概念を学んだ上で、現代社会が抱える福祉の課題を知る。 また、社会福祉に関連する分野である子どもと家族の福祉、障害児・者の福祉、地域福祉、社会保障制度、低所得者や高齢者の福祉について概観した上で、ソーシャルワークの視点や実践的な考え方について学ぶ。	2前	30	2	○			○		○		
4	○		子ども家庭支援論	家族・家庭の意義を把握し、子育ての場としての家庭が抱える不安、課題や子どもの人格形成に影響を与える大人の関わり方について理解し、保育者としての保護者支援、家庭支援の在り方についてグループワーク、ディスカッションをして理解を深める。	2後	30	2	○			○		○		
5	○		教育原理	「教育」という営みに関して基本的な知識を獲得したうえで、「教育とはなにか」ということに関する自分なりの考えを確立する。そのために、教育思想に関する基本的な理解、教育の歴史に関する基本的な理解、教育の理念・目的に関する基本的な理解、生涯学習と社会教育に関する基本的な理解、現代の教育問題に関する基本的な理解を行う。授業の中で2回、教育のトピックについてのグループワークを行うが、その際には学んだ学習内容に基づき自分の意見を明確にし、グループの他の学生と意見交換を行い、その結果を発表する。	2前後	30	2	○			○		○		
6	○		保育者論	保育全般にわたる基礎的な内容・保育にかかわる今日の課題を踏まえ、保育者に求められる専門性について理解するとともに、自らが目指す保育者像を明確にし、保育者になるという自覚と意欲を高める。	2前	30	2	○			○		○		
7	○		乳幼児の心理学	「発達心理学」での学びを踏まえ、子どもの発達過程および特徴について、そして養育者が子どもの育ちや学びの土台となることの理解を深める。また、学習理論や動機づけなど心理学の基礎的な知識を学び、事例を用いたワークに取り組むことや、子どものやる気を高める保育のあり方について考える。	2前	30	1		○		○		○		
8	○		子ども家庭支援の心理学	子育て家庭への支援について理解を深めるため、乳幼児期からの生涯発達を心理学の観点から概観する。また、家族・家庭の意義や機能及び子育て家庭をめぐる社会的な状況と課題をとらえ、保育者として必要な知識を習得する。	2後	30	2	○			○		○		
9	○		子どもの食と栄養	子どもに対する栄養学の知識を正しく理解し、子どもたちに望ましい食生活や食文化を伝える力や「食育」を通して家庭や地域への支援ができる力をつける。	2後	30	2		○		○			○	
10	○		教育相談	園における教育相談の意義や特徴について学び、子どもや保護者を理解しようとする姿勢や態度について考える。また、園内での教育相談体制や外部機関との連携の必要性について理解する。さらに、受容や共感的理解などカウンセリングの基礎的な知識や技法を学び、現場でいかせるように事例を用いたワークやロールプレイに取り組む。	2後	30	2	○			○		○		
11	○		健康（指導法）	保育現場においては、子どもの「健康」と「安全」は極めて重要な事項である。保育者は子ども一人ひとりに応じた健康・安全に留意するとともに、全体の子どもの健康を保持し、安全を守ることが求められている。また、子どもたち自身が自分の体を大切にすることや、遊びを通して、怪我や病気などを予防していくことも重要である。そのためには、子どもの心身の状態や発達・発達状態を理解する必要がある。また、子どもの健康には与えられる環境が大きく影響している。特に乳幼児期は子どもの心身の発達について保育者が十分に理解し「遊び」を展開することが重要であるため、その知識や技術を中心に保育者の役割について学習を進める。	2前	30	2		○		○		○		
12	○		人間関係（指導法）	幼稚園教育要領に示された領域「人間関係」のねらい及び内容について、幼児の姿と保育実践とを連携させ「人と変わり合う力」を豊かにする保育、保育者の役割やその指導法への理解を深める。その上で、幼児の発達にふさわしい主体的・対話的で深い学びを実現する保育を具体的に構想し、実践する方法を身に付ける。	2後	30	2		○		○		○		
13	○		環境（指導法）	幼稚園教育要領・保育所保育指針の領域「環境」について、乳幼児期の環境とのかかわりの実際とそれに伴う発達の諸側面の発達の特徴をふまえ、保育における環境との豊かなかかわりを育むための保育内容の指導法を実践的に理解する。具体的にはテキスト、視聴覚教材（映像）を中心に、以下の内容について演習形式で行う。	2後	30	2		○		○		○		
14	○		言葉（指導法）	・「言葉」の領域のねらいや内容について理解を深め、保育者として適切な言葉の指導や援助の方法を学ぶ。 ・保育者の言葉がけや援助を、映像資料や事例等から、子どもの具体的な姿とともに理解する。 ・乳幼児がどのように言葉を獲得していくのかを知り、言葉の発生と発達の過程を年齢別に学ぶ。	2前	30	2		○		○		○		
15	○		表現（指導法）	領域「表現」指導に関する、子どもの表現の姿やその発達及びそれを促す要因、子どもの感性や創造性を豊かにする様々な表現遊びや環境構成など、専門的事項についての知識・技能、表現力を身に付ける授業科目である。他の領域との相互的なかわりを踏まえ、乳幼児期に総合的に育成していくための基盤となる表現について、幼稚園教育要領、保育所保育指針等のねらいや内容、指導上の留意点を中心に解説する。また、上記の点を踏まえた上で保育現場の実践的な表現活動を取り上げ、造形表現、音楽表現、身体表現を実際に経験する。その中で領域に対する評価の考え方や、表現活動と小学校の教科へつながりもついても解説する。	2後	30	2		○		○		○		
16	○		保育内容総論	養護と教育が一体となって展開される保育の基本について学び、幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿を踏まえて、具体的な保育のねらいと内容を考えるための基礎的な力を養う。	2前	30	1		○		○		○		
17	○		乳児保育Ⅱ	本科目では、乳児保育Ⅰの学びを踏まえ、乳児期の保育に必要な基本的なスキルや知識を習得し、乳児の健やかな成長と発達を支援する保育者としての役割を果たす能力を身につけることを目的とする。	2前	30	1		○		○			○	
18	○		子どもの健康と安全	子どもの命を守り、健やかな育ちを支援する保育実践に必要な基礎的知識・技術を修得することを目的として、保健的観点に基づく保育の環境整備、保育における保健的対応、健康・安全の管理の実施体制等について講義・演習で授業を展開する。	2前	30	1		○		○			○	
19	○		社会的養護Ⅱ	社会的養護Ⅰで学んだ基本内容を確認しながら、社会的養護の変遷と現状、今後の方向性について学ぶ。 また、社会的養護を利用する子ども自身と環境面双方から課題を発見し、自立支援や永続的解決に繋がる支援について演習を通じて考えを深めていく。	2前	30	1		○		○			○	

20	○		子育て支援	保育所保育指針に規定されている子育て支援の意義や保育士の役割と相談支援の基本を学ぶ。また、保育ソーシャルワークの観点から他機関との連携についての知識を深める。さらに、保育所や他の児童福祉施設の様々な相談事例から支援の実際と方法について学ぶ。実践力を深めるためにグループ討論やロールプレイ等の手法を活用した演習も行う。	2 前	30	1		○		○								
21	○		特別支援教育・保育概論B	「特別支援教育・保育概論A」の学びを踏まえ、特別の支援を必要とする子どもの特性と支援方法について理解を深める。さらに、子どもの状態をアセスメントして具体的な支援方法を工夫したり、園内の支援体制・保護者や専門機関との連携について考えたりすることができるように、事例を用いたグループワークに取り組む。	2 後	30	1		○			○							
22	○		保育・教育課程論	幼児教育は、幼児の発達にふさわしい保育・教育計画に基づき実践しなければならない。そのために、毎年カリキュラムを見直し、一人一人の幼児の姿から育ちの方向性、ねらいをもった保育を計画し、実践し、振り返りを行い改善することが大切である。現場の姿をイメージしながら教育課程・保育の全体的な計画について学ぶ。幼稚園・保育所・認定こども園における保育を具体的に捉え、保育者がどのように計画・実践・記録・考察・評価・改善をしているかを理解する。	2 前	30	2		○			○							
23	○		子どもの造形B	造形の専門的な知識と技能を学び、実践力のある保育者になるための資質を向上させる。	2 後	30	1		○			○						○	
24	○		ピアノ基礎Ⅱ	ピアノ基礎Ⅰで身に付けたものに加えて、保育現場で必須とされている「生活のうた」「子どものうた（童謡を中心とする）」をさらに追及した上で、現場で即戦力となりうる演奏能力を身に付けることができるようにする。 ピアノ基礎Ⅰと同様に、個人レッスン体制を継続することで、各々のレベルに応じた指導を展開し、効率的かつ効果的な授業展開を行う。	2 前	30	1		○			○						○	
25		○	ピアノ応用	ピアノ基礎Ⅰ・ピアノ基礎Ⅱで身に付けたものに加えて、保育・教育現場で必要とされている、童謡を中心とした「子どものうた」をさらに追及した上で、現場で即戦力となりうる演奏能力を身に付けることができるようにする。 これまでのピアノ基礎Ⅰ・ピアノ基礎Ⅱと同様に、個人レッスン体制を継続することで、各々のレベルに応じた指導を展開し、効率的かつ効果的な授業展開を行う。	2 後	30	1		○			○						○	
26		○	子どもの運動遊び	子どもの遊びを自らが実践し、子どもが遊びを通して心身ともに健康であるために保育者として必要な役割、運動に苦手意識を持たずに楽しめる保育者の役割、安全な環境づくりを整備する役割を理解する。加えて、子どもの興味・関心、年齢や発達の特徴を踏まえつつ、多様な動きを経験できるように具体的な方法を考える。	2 後	30	1		○			○						○	
27	○		保育・教職実践演習	履修カルテや実習記録等をもとに授業や実習を振り返り、保育者として必要な知識・技能等の習得について確認する。クラスを模した集団を作り、模擬保育に基づくロールプレイをグループで行い、新人保育者に求められる実践的力量を高める。	2 後	30	2		○			○						○	
28	○		教育実習Ⅰ（集中実習）	一年次での実習を踏まえ、実習内容をより深められるように取り組んでいく。 指導実習（責任実習）として保育者の指導を受けながら、指導計画を立案し、保育の一部を保育者に代わって担当する。子どもの実態を理解し、保育活動の選択、環境構成、保育の展開、保育者の援助について学ぶ。	2 前	70	2			○			○					○	
29	○		保育実習Ⅱ	・保育所において10日間（80時間以上）学外実習を行う。（6月・集中実習） ・既習の知識や技術を基盤として、実習先施設において観察参加、指導実習（部分・設定保育）を行う。	2 前	70	2			○			○					○	
30	○		保育実習指導Ⅱ	1. 保育実習Ⅰの体験や学びを基に、保育実習Ⅱの意義や目的を知り、保育について総合的に学ぶ。 2. 講義や演習等で学んだ内容の関連性を踏まえ、保育への理解を深めるとともに実践力を身に付ける。 3. 保育の全体の計画に基づく具体的な保育計画について理解し、実習に向けた保育実習指導案を作成する。	2 前	30	1		○			○						○	
31	○		基礎演習	初年次学生が、本校の教育理念と歴史について学び、本校の学生としての誇りと自覚を持ち、専門学校生にふさわしい主体性・論理性・実行力を培い、学科の教育目標を達成できるようにグループワークなどを通して、コミュニケーション力を上げるとともに正しい言葉使いのできる保育者の育成を行う。	1 前後	60	2		○			○						○	
32	○		体育理論	幼児の発達における身体的特徴、体育・スポーツの意義、運動の指導に関わる際の配慮事項などを学び、指導現場でそれらを活かす力を身に付ける。	1 前	15	1		○			○						○	
33	○		スポーツ実技	スポーツ実技を通じ、各種スポーツ能力の向上および自己の健康と体力を適切に管理できる能力を養う。また、「幼児期運動指針（文部科学省）」に基づき、幼児期に求められる運動能力について学び、運動の適切な指導・支援・補助する方法を体験的に学ぶ。	1 後	30	1			○		○						○	○
34	○		ICTの活用（基礎）	1. 学内のシステム環境を理解したうえで電子メールやLMSの利用ができる。 2. コンピュータを適切に利用するためのコンピュータの仕組みや働きに関する基礎知識を得る。 3. インターネットを安全に利用するための情報倫理や情報検索に関する基礎知識を得る。 4. Microsoft wordに関する基礎知識とレポート作成のための基礎技能を習得する。 5. Microsoft wordを用いて効果的なポスターが作成できる。	1 前	30	2		○			○							○
35	○		英語コミュニケーション	保育現場での英会話を行うために必要な英文法を学ぶ。また同時並行で、絵本の読み聞かせやゲームなどを英語で行えるように練習を行う。	1 前	30	2		○			○							○
36	○		保育原理	保育は楽しくやりがいのある仕事であると同時に、「命を預かる」という責任の重い、厳しく難しい仕事である。充実した保育が展開できるよう、基本である原理を修得する。	1 前	30	2		○			○							○
37	○		子ども家庭福祉	近年、子どもと家庭を取り巻く状況は多様化しており、子どもの最善の利益にかかわる保育者の役割として、子どもの保育だけでなく保護者支援も重要となっている。本講義では、子どもの権利や子ども家庭福祉の理念を捉え、支援体制としての法体系を理解したうえで、実践現場に求められる支援について事例を通して理解を深めていくことを目的とする。	1 後	30	2		○			○							○
38	○		社会的養護Ⅰ	社会的養護とは何かという事を踏まえながら、現代社会の子どもを取り巻く状況や社会的養護の方向性について学ぶ。 また、社会的養護の仕組み、関係している人や機関、法律、施設、歴史など順を追って確認しながら、人に関わる上で大切な視点、価値、技術についても学びを深めていく。	1 後	30	2		○			○							○
39	○		発達心理学	子どもの発達過程や特徴を理解することの意義について考え、発達理論等の心理学的知識を学んで子どもが発達していくには人との関わりが重要であることの理解を深める。また、子どもの学びに関する基礎的知識を身に付け、子どもの主体的な学びを支える応答的なかわり方について考える。	2 後	30	2		○			○						○	
40	○		子どもの保健	子どもの心身の健康増進を図る保健活動の意義を理解し、子どもの身体発育や生理機能及び運動機能並びに精神機能の発達と保健について学習する。子どもの健康状態、病気と予防法及び適切な対応について学習する。	1 後	30	2		○			○							○
41	○		子ども理解と援助	子どもの実態に応じた発達や学びの過程を把握する意義を理解し、子どもを理解する上での基本的な視点を身に付ける。また、発達援助のための基本的態度や具体的方法をグループワークや発表を通して体験的に学び修得する。	1 後	30	1		○			○							○
42	○		教育の方法と技術	幼児教育現場における教育方法について理解を深め、情報機器を活用した実践的な指導技術を身に付け、情報機器および教材を教育・保育現場に効果的に活用できるリテラシー能力を養う。	1 後	30	2		○			○							○
43	○		子どもと健康	健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活を作り出す力を養う領域「健康」の指導の基盤となる知識、技能を身に付ける。具体的には、幼児の心身の発達、基本的な生活習慣、安全な生活、運動発達等において、幼児期には大人と違った特徴や意義があることを踏まえ、その相違が指導方法にも関連していることについて理解する。	1 後	15	1		○			○							○

44	○		子どもと人間関係	現代の幼児の人間関係の育ちに影響を与えている社会的要因について理解し、幼児教育で保障すべき教育内容に関する知識を身に付ける。特に、領域「人間関係」の指導の基盤となる基礎理論として、関係発達論的視点について学び、他者との関係や集団の中で幼児期の人と関わる力が育つことを理解する。	1 前	15	1		○	○	○				
45	○		子どもと環境	乳幼児を取り巻く環境（もの、自然、人、社会など）について理解する。乳幼児の環境とのかかわりとそれにより促される乳幼児の育ちと学ぶ。また、幼稚園・保育所に見られる園内外の環境について事例の検討やグループワークを通し、保育者の役割について理解を深める。	1 前	15	1		○	○	○				
46	○		子どもと言葉	・乳幼児期の言葉の発達過程を理解し、言葉の重要性と言葉の発達に関わる保育者の役割を学び援助のあり方を身に付ける。 ・子どもが触れる文化、子どもにとっての文化について様々な表現活動から概観し、健全な育ちとのかかわりについて考える。	1 前	15	1		○	○	○				
47	○		子どもと表現	領域「表現」の指導に関する、幼児の表現の姿やその発達及びそれを促す要因、幼児の感性や創造性を豊かにするさまざまな表現遊びや環境構成などについて実践的に学び、幼児期の表現活動を支援するための知識・技能・表現力を身に付ける。	1 後	15	1		○	○	○				
48	○		乳児保育 I	乳児保育の重要性が高まっており、保育所保育指針において、乳児保育および1歳以上3歳未満児保育に関する記載が充実している。授業では、3歳未満児の「保育のねらい及び内容」や、「養護と教育が一体的となって展開される」ことを理解する。乳児の発達過程や関わり、保育内容を理解することで、乳児保育に必要な基本的なスキルや知識を習得することを目的とする。	1 前	30	2	○		○				○	
49	○		特別支援教育・保育概論 A	特別支援教育の基本的な理念について学び、特別の支援を必要とする子どもに対する正しい理解を深めるとともに、具体的な支援方法を学ぶ。また、園における支援体制、および保護者や関係機関との連携について学ぶ。	1 前	30	1		○	○			○		
50	○		子どもの造形 A	造形の基礎的な知識と技術を学び、現場での実践力を習得する。	1 前	30	1		○	○				○	
51	○		音楽基礎	「ピアノ基礎 I」での授業内容とうまく連携させた上で、童謡(うた)に数多く触れる。また子どもたちの音楽表現を引き出すために必要となる、基本的な音楽理論等を理解する。 様々な伴奏型をコード奏で弾けるようになった上で、保育現場に於いて必要な音楽的能力の向上を目指す。	1 前	30	2	○		○			○		
52	○		ピアノ基礎 I	ピアノ曲としては「バイエル」を主軸に据え、譜面等の基本的音楽事項を段階的に身に付ける。また、保育現場で必須とされている「生活のうた」「子どものうた(童謡を中心とする)」を中心に、現場で対応可能な弾き歌いの演奏能力を身に付ける。 また専任1名・非常勤講師(ピアノ講師)4名の計5名を配置した上でグループ分けを行い、個人レッスン体制を実施することで、各々のレベルに応じた指導を展開し、効率的かつ効果的な授業展開を行う。	1 通	60	2		○	○			○		
53	○		ICTの活用(応用)	保育現場におけるICT(情報通信技術)の活用について、その現状、今後の方向性を理解する。幼児教育・保育における子どもや保護者および保育者によるICT活用などを取り上げる。また、情報社会を生きていくための資質・能力である情報活用能力について、その構成要素および具体的な指導法、教育課程上の位置づけについて解説する。本科目では、演習および視聴覚資料による解説・事例紹介と、機会があれば学生自身が幼児教育・保育に活かすことができるアプリや各種ICT機器環境を活用し、体験的に学修する機会を設けることを基本とする。	1 後	30	1		○	○			○		
54	○		教育実習 I (隔週実習)	幼稚園(認定こども園)の実習/ 実習園での指導のもとに、幼稚園における幼児との触れ合いや教師の援助を通して、様々な援助のあり方や教育的はたらきかけを学ぶ。見学・観察実習、参加実習を行う。 実習10日間 幼稚園(認定こども園)3園にて、3グループに分かれて実習を行う。	1 通	70	2			○		○		○	○
55	○		教育実習 I (教育実習指導 I)	・実習におけるマナー、必要な手続き、記録の取り方や指導計画の作成方法と書式について 学ぶ。 ・教育実習の基本を理解し、実習に必要な知識や技術を学ぶ。 ・事後指導では、実習で学んだことを振り返り、課題を明確にしていく。	1 通	35	1			○		○	○		○
56	○		保育実習 I	・保育所と施設において、各10日間(80時間)学外実習を行う。 ・保育所や施設で生活する子どもや利用者の様子、保育士の職務、施設の機能及び役割等について、保育士等の指導の下で、体験的に学ぶ。	1 通	140	4			○		○	○		○
57	○		保育実習指導 I	・実習における学びを有意義なものとするために、実習の意義・目的を理解するとともに、実習内容を理解する。 ・観察や記録の仕方、内容などについて学習する。 ・教材や教具の活用の仕方、保育技術を進めるうえでの配慮点などを学習する。	1 通	60	2		○			○	○		○
合計					○○	科目		○○		単位(単位時間)					

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件：91単位修得		1学年の学期区分	2期
履修方法：学則に規定する必修科目及び選択必修科目を履修する		1学期の授業期間	15週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。